

よくある質問・回答

		疑義	回答
全般について	1	各資格の証明書類の名字が旧姓の場合はどうすればよいか？	戸籍抄本など、名字が変わったことが確認できる書類を提出してください。
	2	戸籍抄本はいつ時点のものか？	発行6ヶ月以内のものが望ましいですが、市町村担当者の判断にお任せいたします。
	3	各資格は他の都道府県で取得したもので構わないか？	構いません。
	4	各証明書はコピーの提出でも構わないか？	資格証明書や卒業証明書、戸籍抄本はコピーで構いませんが、実務経験証明書は原本を提出してください。
	5	免除可能な科目がある場合でも、その科目を受講してよいか？	受講可能です。最新の情報を学習いただくために、積極的な受講を推奨しています。
	6	社会福祉士と教諭の両方の資格を所持する者は、4科目免除と考えるとよいか？	構いません。その場合は両方の資格の証明書類を提出してください。
	7	外国籍でも申込可能か？	外国籍でも受講可能ですが、日本語の講義内容が理解でき、かつ修了レポートを日本語で記入できる必要があります。なお、修了レポートには「120字以上記入」という条件がありますので、ローマ字での記入は認められません。
	8	オンライン上でのレポートの入力・提出が困難である。他に提出方法はないか？	どうしてもオンライン上での入力・提出が困難な場合は、手書きのレポートを送付いただいても差し支えありません。その際の書式は自由ですが、文字数を数えやすい原稿用紙や方眼紙をお勧めします。
受講要件(1)について	9	保育士養成校の卒業や保育士試験の合格はしているが、保育士登録はしていない場合、受講は可能か？	受講可能です。
	10	地域限定保育士は受講可能か？	通常の保育士と同程度の知識・技能を身につけたものと認められるため、受講可能です。
受講要件(2)について	11	社会福祉主事も要件(2)に該当するか？	社会福祉士と異なる任用資格なので、該当しません。
	12	要件(3)(9)について、申込日の時点では2年以上の勤務経験を満たさないが、受講できないか？	申込日の時点で2年以上の勤務経験を有し、その証明書(実務経験証明書)を提出いただける場合のみ受け付けます。
	13	要件(3)(9)について、一度退職して再度職に就いたという場合、勤務経験は通算してよいのか？	通算して構いません。ただし、(3)の事業と(9)の事業の合算はできません。
	14	要件(3)(9)について、児童福祉事業(3)での勤務経験と、放課後児童健全育成事業に類似する事業(9)のそれぞれの勤務経験は2年以上に満たないが、合算すると満たすという場合、受講は可能か？	いずれの要件も満たしていないと解釈され、受講はできません。
	15	要件(3)(9)について、総勤務時間の中にパートとしての労働時間も含めてよいか？	構いません。

		疑義	回答
受講要件 (3)(9)(10)について	16	大卒、短大卒、専門学校卒の場合でも、要件(3)(9)の添付書類は「高校卒業」の証明書でなければならないか？	大学・短期大学の卒業証明書類でも構いませんが、専門学校のものとは不可です。
	17	最終学歴が中卒の場合、受講は可能か？	最終学歴が中学校卒業の場合は要件(3)(9)に該当しませんが、5年以上放課後児童健全育成事業に勤務している場合は、要件(10)に該当します。
	18	保育士免許等を所持している場合、高校の卒業証明書は必要か？	高校等の卒業証明書が必要なのは、要件(3)(9)の場合のみです。
	19	卒業した高校が廃校になっている場合はどうすればよいか？	廃校の事務を受け継いでいる学校等があるはずなので、高校所在地の都道府県の教育委員会までお問い合わせください。
	20	【様式5】実務経験証明書について、「主な業務内容」は「放課後児童の健全育成」等の短文での記載でよいか？	構いません。
	21	【様式5】実務経験証明書について、勤務時間はどのように記載するのか？実数で記載するのか？	勤務日数と一日の労働時間から計算して記載してください。また、明らかに2000時間を超えているのであれば概数で結構です。
	22	【様式5】実務経験証明書について、2つ以上の事業所で勤務経験がある場合はそれぞれの証明書が必要か？	1つの事業で2年以上(10号資格の場合は5年以上)の経験があれば1通の証明書で構いません。合算しなければ年数を満たさない場合は、それぞれの事業所の証明書が必要です。
23	【様式5】実務経験証明書について、代表者と受講者が同一人物という場合どうしたらよいか？	同一人物でも構いません。	
受講要件(4)について	24	栄養教諭・養護教諭の資格を有する者は、受講要件に該当するか？	要件(4)の教育職員免許法に規定される免許状保有者に該当します。
	25	教諭の資格を有しているが、免許状を紛失してしまった場合どうすればよいか。	資格を取得した都道府県の教育委員会に申請して、「教育職員免許状授与証明書」を発行してもらってください。 茨城県の場合： https://kyoiku.pref.ibaraki.jp/about/license/certificate/
	26	教員免許の更新をしていない場合、受講は可能か？	あくまで「資格を取得している」ということが受講要件となるため、現在免許の更新をしていなくても受講は可能です。
	27	保育士と教諭の2つの資格を所持している場合、両方の資格証明書が必要か？	保育士の資格証明書のみで構いません。
受講要件 (5)(6)(7)(8) について	28	要件(5)に短期大学は含まれるか？	短期大学も含まれます。
	29	要件(5)(6)(7)(8)について、省令基準では「社会福祉学、心理学、教育学…」と複数の学科が並んでいるが、それらすべてを修めていないと該当しないか？	記載されているうちの1つ以上の課程を修めていれば要件に該当します。